

期日前投票と不在者投票の違いについて

期日前投票と不在者投票は、一見すると同一の投票方法のように思えますが、下記の3点において、大きく異なります。

①投票場所について

⇒ 期日前投票は選挙人名簿の登録地の期日前投票所で投票するのに対し、不在者投票は選挙人名簿の登録地以外の市区町村の選挙管理委員会又は入所中の病院、施設等で投票します。ただし、17歳の選挙人による不在者投票は、基本的には選挙人名簿の登録地の市区町村の選挙管理委員会で行います。

②投票方法について

⇒ 期日前投票は、当日投票と同じように、選挙人が投票用紙を投票箱に直接入れます。それに対し、不在者投票は、投票用紙を専用の封筒に入れて厳封し、その封筒を選挙人名簿の登録地の選挙管理委員会に郵送することによって投票されます。

③投票の効力について

⇒ 期日前投票は、実際に期日前投票を行う日に、期日前投票所にある選挙人名簿によって選挙権の有無を認定した上で投票します。したがって、期日前投票を行った後に、死亡等の事由により選挙権を失っても、有効な投票として扱われます。

一方で、他市区町村の選挙管理委員会又は入所中の病院、施設等で投票する不在者投票は、その場に選挙人名簿がないため、実際に投票する時点で選挙権の有無を確認することができないので、選挙権の有無を選挙期日当日に認定します。したがって、不在者投票を行った後に死亡等（選挙の種類によっては転出も含みます。）の事由により選挙権を失った場合は、その投票は無効になります。

期日前投票と不在者投票の違いのまとめ（南砺市の選挙人名簿に登録されている方を例にして）

	期日前投票	不在者投票
対象となる方	投票当日は都合が悪いため投票できないが、期日前投票期間であれば、 南砺市内の期日前投票所に来て 、投票できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・入院（入所）中で投票所に行けない方 ・南砺市から遠く離れた市町村に滞在しており、期日前投票期間及び投票当日に南砺市に来ることが困難な方 ・選挙人名簿に登録されているが、期日前投票をしようとする日にまだ17歳である方
投票場所	南砺市内の期日前投票所	<ul style="list-style-type: none"> ・入院（入所）先 ※都道府県の選挙管理委員会が指定した施設、病院等に限られます。 ・南砺市選挙管理委員会以外の市区町村選挙管理委員会あればどこでも可。ただし、該当する17歳の方は、南砺市選挙管理委員会でも投票可
投票までの手続	期日前投票所の係員に期日前投票宣誓書を提出すれば投票できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・南砺市選挙管理委員会に不在者投票宣誓書兼請求書を提出 ↓ ・南砺市選挙管理委員会から不在者投票請求者に投票用紙一式を送付 ↓ ・投票用紙を受け取り次第、入院（入所）先、お近くの市区町村選挙管理委員会等で投票
投票後に投票が無効になるとき	なし	<p>下記の事由等により、不在者投票後に選挙権を失った場合は、その投票は無効になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票当日までに亡くなった場合 ・富山県知事、富山県議会議員選挙の不在者投票後、投票当日までの間に富山県外に転出した場合 ・南砺市長、南砺市議会議員選挙の不在者投票後、投票当日までの間に南砺市外に転出した場合 等